

(諮問第109号)

令和6年3月4日付け5渋ま三収第56号で行った公文書部分公開決定処分及び非公開決定処分に係る審査請求に対する個人情報の保護及び情報公開審査会の答申

1 当審査会の結論

①令和3年度契約番号××××××× (2021年9月17日契約、契約事業者：株式会社〇〇) 及び令和4年度契約番号△△△△△△△ (2022年5月16日契約、契約事業者：株式会社〇〇) の「神南二丁目・宇田川町地区地区計画変更業務委託」に関する見積書及び地区計画変更業務委託報告書について一部公開とした決定、②当該委託業務にかかる業者との打ち合わせメモ・議事録及び議事メモ・電話メモ並びに当該委託業務における作成資料について不存在を理由として非公開とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

(1) 令和6年1月5日、本件の審査請求人(以下「請求人」という。)は、渋谷区情報公開条例(以下「条例」という。)5条の規定に基づき、条例の実施機関である渋谷区長(以下、条例の実施機関である場合には「実施機関」といい、それ以外の場合は「区長」という。)に対し、以下の文書の公開請求を行った。

(請求に係る公文書を特定する事項)

令和3年度契約番号××××××× (2021年9月17日契約、契約事業者：株式会社〇〇) 並びに令和4年度契約番号△△△△△△△ (2022年5月16日契約、契約事業者：株式会社〇〇) の「神南二丁目・宇田川町地区地区計画変更業務委託」に関する仕様書及び添付資料、見積書、当該委託業務にかかる業者との打ち合わせメモ・議事録、議事メモ・電話メモ、当該委託業務における作成資料、成果物

(2) 令和6年1月11日、実施機関は、第三者の意見聴取に時間を要するとの理

由により、条例9条の2第2項の規定に基づき、決定期間を同年3月1日まで延長することを決定し、その旨請求人に通知するとともに、同年2月28日、実施機関は、条例9条の4第2項の規定に基づき、公開の可否について株式会社〇〇及び□□準備組合に対し、意見照会を行った。

- (3) 同年3月4日、実施機関は、本件公開請求に対して、以下のア及びイのとおり公文書を特定し、条例9条1項の規定に基づき、ア記載の文書についてはその全部を公開し、イ記載の文書については掲記の部分について掲記の理由により非公開とするとの一部公開決定を行うとともに、同条2項の規定に基づき、以下のウ記載の文書については掲記の理由により非公開とするとの決定(以下、ア及びイに係る決定を「本件一部公開決定」と、ウに係る決定を「本件非公開決定」といい、これらを併せて「本件各決定」という。)を行った。

ア 全部公開

神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 仕様書(R3年度)、神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 仕様書【変更後】(R3年度)、神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 仕様書(R4年度)、神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 仕様書【変更後】(R4年度)(以下、これら4件の業務委託を併せて「本件委託」という。)、契約締結請求書(令和3年度)、神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 特命随意契約依頼書(令和3年度)、契約変更締結請求書(令和3年度)、契約締結請求書(令和4年度)、神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託 特命随意契約依頼書(令和4年度)、契約変更締結請求書(令和4年度)

イ 一部公開

(ア) 参考見積(令和3年度)、参考見積【変更後】(令和3年度)、参考見積(令和4年度)、参考見積【変更後】(令和4年度)(以下、これら4件の参考見積を併せて「本件各見積書」という。)

- ① 見積内訳内容(以下「非公開情報1」という。)

事業者のノウハウに付随する情報も含まれ、公にすることにより、当該法人の権利利益を侵害するおそれがあるため（条例6条3号ア該当）

② 株式会社〇〇の印影

株式会社〇〇の印影の偽造等の恐れがあり、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例6条3号ア該当）

(イ) 神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託報告書（令和4年3月）
（以下「本件報告書（令和4年）」という。）

① 検討内容（以下「非公開情報2」という。）

事業者のノウハウに付随する情報も含まれ、公にすることにより、当該法人の権利利益を侵害するおそれがあるため（条例6条3号ア該当）

② ヒアリング内容

他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため（条例6条5号該当）

(ウ) 神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託報告書（令和5年3月）
（以下、本件報告書（令和4年）と併せて「本件各報告書」という。）

質問者氏名

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため（条例6条2号該当）

ウ 非公開

当該委託業務にかかる業者との打ち合わせメモ、議事録、議事メモ、電話メモ、当該委託業務における作成資料（以下「非公開情報3」という。）

請求された文書は実施機関において作成及び取得されておらず、存在しないため

(4) 同年5月28日、請求人は、区長に対し、非公開情報1ないし3を非公開と

したことについて不服があるとして次のように主張し、本件各決定(上記(3))を取り消すことを求めて審査請求を行った。

ア 情報公開は公開を原則とし、非公開とする情報は最小限にとどめるべきであるから、本件一部公開決定は非公開とした範囲が広範にわたっており、条例の目的に反するし、非公開情報2には再開発事業の妥当性の根拠となる情報が記載されており、神南小学校建て替え費用等との比較考量を求める区民の知る権利及び渋谷区政の民主制を保障するため説明責任を果たすべきである(主張1)。

イ 本件委託に係る仕様書に「監督員と連絡を密にすること、また、十分な打ち合わせを行い」と明記しているところ、本件各報告書が作成されていることに照らし、打ち合わせメモ・議事録、議事メモ、電話メモ、当該委託業務における作成資料を不存在としていることについて疑いがある(主張2)。

ウ 本件各見積書について、本件委託の契約の内容や金額が妥当なものであるか区民が判断するに資するためにも非公開部分は最小限にとどめるべきである(主張3)。

エ 本件報告書(令和4年)の検討内容について、廃道宅地や小学校の余剰容積利用権は区の公有財産であり、この価額等を公開することが事業者や再開発組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられず、区政の民主制を担保するためにも廃道宅地の価格や余剰容積利用権の経済的価値は公開されるべきである(主張4)。なお、土地売買価額の開示等に係る最決平成17年10月27日は、土地売買価額の開示を命じた東京高判を是認している。

(5) 同年6月19日、実施機関は、改めて対象文書について検討したところ、既に公開している情報(神南二丁目宇田川町地区地区計画変更業務委託報告書(令和4年3月)I-31 ④公園通り西地区 事業計画850%案 事業費の項目の記載内容)を非公開としていたことが判明したため、本件一部公開決定(上記(3))

について当該情報を公開する変更決定を行い、その旨請求人に通知した(以下、この変更決定により変更された後の各決定を「本件処分」という。)

(6) 同年7月24日、区長は、請求人に対し、次の内容の弁明書を送付するとともに、反論がある場合は同年8月26日までに反論書を提出するよう通知したが、反論書の提出はなかった。

ア 本件各見積書の見積内訳内容には、積算内訳となる歩掛に係る数値及び業務単価並びにこれらにより算出した業務ごとの金額が記載されている。

これらの情報は、一般に公開されているものではなく、事業者がその経営に係るノウハウにより算出したものであり、業務を請け負う際の見積書の価格設定に関わる企業間競争において重要な情報であるところ、これらが公開されると、当該事業者の歩掛、金額の設定におけるノウハウが他の事業者に明らかとなり、当該事業者の公正かつ自由な競争上の地位が損なわれるといえ、条例6条3号アに該当する。

イ 本件報告書(令和4年)の検討内容には、公園通り西地区市街地再開発事業について、□□準備組合(同組合が依頼した不動産鑑定士を含む。以下「事業者①」という。)が作成した「廃道宅地の価格の検討」、「余剰容積利用権に関する検討(簡便法による試算)」等の資料及びこれらの資料を基に、株式会社〇〇(以下「事業者②」という。)が同事業の妥当性について検証・分析した内容が具体的に記載されている。

(7) 事業者①が作成した資料には、公園通り西地区市街地再開発事業に係る事業者①の検討及び同事業において今後地権者に提示・説明される権利変換計画・事業計画の内容に関わる情報が記載されている。この情報が公開されると、同事業の施行区域内の地権者に上記提示・説明を行う前に、当該情報が独り歩きし、同事業における合意形成上、混乱が生じる蓋然性があり、事業者①の正当な利益を害することとなる。

(i) 事業者②が検証・分析した内容は、事業者①が作成した資料について、自

らのノウハウに基づいた緻密な検討を行ったものであり、当該検証等の内容が公開されると、競合他社によって当該検証等の手法を模倣・流用され、また、当該手法を基にさらに改善を加えるなどがされることが考えられ、事業者②の競争上の地位を著しく害する蓋然性が認められる。

ウ 請求人は、主張1ないし4（上記（4）アないしエ）の理由から本件各決定を取り消すべきと主張するが以下のとおりいずれも理由はない。

(ア) 主張1について、上記ア及びイのとおり、非公開とした部分はいずれも条例6条の非公開情報に該当するから、本件処分は条例の目的に反しておらず、かかる主張に理由はない。

(イ) 主張2について、職員が職務上作成し、又は取得した文書は存在せず、当該仕様書の記載をもって、存在するとは到底認められないから、かかる主張は失当である。

(ウ) 主張3について、上記アのとおり、本件各見積書において非公開とした部分は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがある情報であり、条例6条3号アに該当するため、かかる主張に理由はない。

(エ) 主張4について、上記イのとおり、本件報告書（令和4年）において非公開とした情報は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位が害するおそれがある情報であり、条例6条3号アに該当するため、かかる主張に理由はない。

なお、請求人が挙げる最高裁平成17年10月27日決定は、武蔵野市土地開発公社が買収した土地に係る売買契約書に記載された売買代金額が、武蔵野市情報公開条例11条2号に定める個人識別情報に当たるか否かが問われた事案であるのに対し、本審査請求は、本件各見積書の見積内訳内容（上記（3）イ(ア)①）及び本件報告書（令和4年）の検討内容（上記（3）イ(イ)①）が、条例6条3号アに定める、公にすることにより法人等の競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかが問われているものであり、同決定とは全く事案が異なる。

エ 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

(7) 同年9月24日、区長は、条例11条の規定に基づき諮問を行い、同年10月8日、当審査会は、諮問文の伝達を受けた（諮問第109号）。

(8) 令和7年5月12日、当審査会は、対象文書の見分を行うことを決定し、同日以降、本諮問案件について審査が行われた。

(9) 同年8月25日、実施機関からの意見聴取が行われた。

3 当審査会の判断

本件公開請求において、請求人は、第1に、本件一部公開決定のうち非公開情報1及び2は条例6条3号に該当しないこと、第2に、本件非公開決定が非公開情報3を不存在としている点に疑義があることのみを争っているので、前者については対象文書を見分の上、以下のとおり判断する。

(1) 条例6条3号該当性について

非公開情報1及び2を含む対象文書を見分し、また、実施機関に逐一疑義を正した結果、それらの文書は株式会社〇〇のノウハウに関わるものであって、一見すると単なる事実の羅列に過ぎないとみられる情報の部分についても、株式会社〇〇のノウハウに関わる部分と不可分一体であって、審査会としては、非公開とする情報は最小限にとどめるべきであるとしても、問題の非公開情報が全体として条例6条3号アに該当すると判断した。

(2) 一部文書の不存在について

実施機関に意見聴取をしたところ、本件は特に専門性が高く、計画の前段階から株式会社〇〇のノウハウに依存するところが大きかったため、実施機関が事態を正確に把握し意思決定ができるようになったのは、最終段階になってからであった、という事実を確認できた。それまでの間は、〇〇側から提供され

る資料の説明を一方的に受けるのみであったため、議事録が存在しないのはもちろんのこと、長らく担当者は、意思形成にかかわるメモらしいメモをとることもできなかつた、というのである。これについても、実施機関に対し、一々疑義を正したが、メモの存在を推知させる情報は一切出てこなかつた。このようにして、事態の推移を時系列に沿って検討した結果、非公開情報3については存在しないとの実施機関の主張は、不自然ではないと判断した。

(3) 付言

ただし、本件に関連して、多少の苦言を呈しておきたい。情報公開条例の草創期においては、本件で問題になつたような意思形成過程情報について、公開を要しないとされていたのは事実であるが、現在では、それもまた説明責任の基礎となるものであることを重視して、組織共用文書である限り、公開の対象とするのが原則とされるに至っている。その意味では、区政の現場においても意識改革が求められており、本件のように専門性が高く直ちに理解するのが難しい事例であっても、当初から、少なくともメモは残しておく努力が必要であつたように思われる。

以上により、当審査会は、本件の審査請求について「1 当審査会の結論」のとおり判断する。

令和8年2月16日

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石川 健治 (会長)

府川 繭子

松居 智子

松 村 雅 生

若 江 健 雄